

仁木町ふるさとまちづくり協働事業に対する 助成金のお知らせ

仁木町では、公益性の高いまちづくり事業を実施する町内会やボランティアを行うグループに対し交付し、地域におけるコミュニティの充実、地域内の連携活動を支援します。

助成金の額

町長が認定した助成対象経費に相当する額。上限20万円

※助成金の総額が町の予算を超えることとなるときは、各団体に交付する助成金の額を一定の割合で減額します。

対象団体

- ・ 町内に活動拠点を有する団体で、町内に在住し、又は在学する16歳以上の者が5人以上その構成員となっていること。
- ・ 助成対象事業を確実に遂行することができるかと認められる団体であること。
- ・ 定款、規約又は会則を有し、継続的に活動が行われ、又は、行われることが見込まれる、自主的かつ積極的にまちづくり活動を推進する団体であること。

対象事業

- ・ 自ら実施するまちづくりに関する事業であること。
- ・ 公益性の高い事業であること。
- ・ 町内で行われる事業であること。
- ・ 活動に賛同する町民が参加することができる事業であること。
- ・ 町が実施する事業と重複しない事業であること。
- ・ 営利を目的とした事業でないこと。
- ・ 宗教的活動又は政治的活動、他の団体を補助する活動を目的とした事業でないこと。
- ・ 事業効果が当該団体や特定の個人のみにも帰属する事業でないこと。

お問合せ先

仁木町役場企画課未来創生係

TEL: 0135-32-3953

E-mail: kikaku02-niki@town.niki.hokkaido.jp